

安倍政権の労働法制改悪に反対し、 人間らしく働くルールの確立を求める決議

1 安倍内閣は、2013年1月11日、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を「三本の矢」とし、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すとする緊急経済対策を閣議決定した。第三の矢の成長戦略を構成する重要な基盤とされているのが、雇用分野の規制緩和を含む規制改革である。

規制改革会議は、6月5日、「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」を答申した。答申は、「人が動く」雇用改革をかかげ、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しを答申した。安倍内閣は、6月14日、これらの答申の内容をそのまま追認する規制改革実施計画を閣議決定した。

2 ジョブ型正社員の雇用ルールの整備は、新たに「無限定正社員」と「限定正社員」の雇用区分を作り出し、「無限定正社員」には配転や残業に無限定に応ずることを求め、「限定正社員」は、職務、勤務地、労働時間が限定されていることを理由に、解雇しやすく低賃金にすることをもくろんでいる。従来 of 裁判例は、職務、勤務地、労働時間が限定された正社員にも、整理解雇4要件の判断枠組を厳格に適用することを求めている。安倍政権の、整理解雇法理を掘り崩し、解雇しやすく低賃金の「限定正社員」制度をつくらうとする策動を許してはならない。

3 労働政策審議会は、9月27日、労働時間法制の見直しについて審議を開始した。安倍政権は、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の見直しにとどまらず、労働時間規制全般の見直しを企てており、ホワイトカラー・エグゼンプションの導入までもくろんでいる。タダ働きと過労死をふやす労働時間法制の改悪を許してはならない。

4 有料職業紹介事業の規制改革は、求職者から紹介手数料を徴収できる職業の拡大等を図り、国民の勤労権保障のための国の責任を放棄し、職業紹介を失業者の負担で人材ビジネスにまかせる施策である。職業紹介を人材ビジネスの儲けの道具に変質させる施策であり、許されない。

5 厚生労働省に設置された「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」（「在り方研」）は、労働者派遣制度の見直しについて、規制改革会議答申と実施計画を受けて、8月20日、報告を公表した。労働政策審議会は、8月30日から在り方研報告をベースに審議を開始し、年内に改定案を答申しようとしている。政府は、審議会の答申を受けて、来年の通常国会に改定法案を提出することをもくろんでいる。

在り方研報告は、無期雇用派遣については、常用代替防止原則を廃棄し、派遣期間制限を一切なくすことを提言している。有期雇用派遣については、常用代替防止原則を残すとしながら、業務単位での派遣期間制限を廃止し、個人単位での3年の派遣期間制限を設けることを提言している。これでは、派遣先は、無期雇用派遣の場合だけでなく、有期雇用派遣の場合でも、派遣労働者を代えることによって、永続的に労働者派遣を使用することができることになる。

このように、在り方研報告は、「労働者派遣は臨時的・一時的業務に限る」との原則を廃棄し、労働者派遣を恒常的・永続的な制度に改悪しようとしている。これでは、低賃金・不安定雇用の最たるものである労働者派遣が飛躍的に増大することになり、容認

できない。

- 6 安倍政権は、「これまでとは次元の違う」規制緩和を可能にする国家戦略特区を設けることを提唱し、産業競争力会議の国家戦略特区ワーキンググループは、9月20日、特区内における雇用分野の特例措置として、「(1) 有期雇用：契約締結時に、労働者側から、5年を超えた際の無期転換の権利を放棄することを認める。(2) 解雇ルール：契約締結時に、解雇の要件・手続きを契約条項で明確化できるようにする。仮に裁判になった際に契約条項が裁判規範となることを法定する。(3) 労働時間：一定の要件（年収など）を満たす労働者が希望する場合、労働時間・休日・深夜労働の規制を外して、労働条件を定めることを認める。」との3つの措置を講ずることを提案した。

これらの特例措置は、①労働契約法18条で定める有期契約労働者の無期転換権の事前放棄を認め、②権利濫用にわたる解雇を無効とする労働契約法16条の適用を排除し、③労働時間規制を定める労働基準法32条、35条、36条、37条の適用を排除する規制緩和策である。国家戦略特区内でこれらの特例措置を認めることは、法の下での平等を定める憲法14条や適正な労働条件を法律で定めることを規定する憲法27条2項に違反し、到底許されない。

- 7 安倍政権は、反対の世論と運動が広がる中で、国家戦略特区に上記3つの特例措置を導入することは断念したが、10月18日の日本経済再生本部で、10月15日開会の臨時国会に、「(1) 特区内で、雇用条件の明確化：裁判例の分析・類型化による『雇用ガイドライン』を活用し、個別労働関係紛争の未然防止、予見可能性の向上を図る。

(2) 有期雇用の特例：無期転換申込権発生までの期間の在り方等について、全国規模の規制改革として、平成26年通常国会に法案を提出する。」等の趣旨を盛り込んだ国家戦略特区関連法案を提出することを決定した。

安倍政権のこの間の執拗な解雇規制緩和の動きからすると、裁判例の分析・類型化の名の下に、政府により「解雇しやすい雇用ガイドライン」が作成される危険がある。「新規開業直後の企業及びグローバル企業等」支援の名の下に、特区内で解雇規制を緩和することは許されない。

また、安倍政権は、労働契約法18条1項の有期契約労働者の無期転換権が発生する期間を「5年超」から「10年超」に延長する方針と伝えられている。労働契約法18条1項の無期転換権が発生する期間「5年超」はそもそも長すぎるものであり、この期間をさらに延長することは許されない。

- 8 安倍政権は、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策シフトを具体化する」との掛け声のもと、解雇しやすく低賃金の「限定正社員」制度の創設、派遣労働を恒常的・永続的な制度に改悪する労働者派遣法の大改悪等、日本の労働法制を根底から改悪しようとしている。

自由法曹団は、安倍政権の労働法制の大改悪に反対し、直接無期雇用を原則とする人間らしく働くルールの確立を求めて、広範な国民と共同して、全力をあげて奮闘する決意である。

2013年10月21日

自由法曹団 岩手・安比高原総会